

令和4年2月1日  
在デンマーク日本国大使館

デンマーク入国規制の緩和（2月1日以降）  
（新型コロナウイルス関連情報）

【ポイント】

- 2月1日以降、デンマークの入国規制が緩和されます。
- 日本からデンマークに渡航する場合で、有効なワクチン接種証明書をお持ちの方は、陰性証明書の提出や入国後のコロナ検査、自己隔離は求められません。
- 有効なワクチン接種証明書をお持ちでない場合は、入国後24時間以内の検査と10日間の自己隔離が求められます。

## 1 デンマーク入国規制の緩和

新型コロナウイルスに関するデンマーク入国規制が緩和され、2月1日以降、日本からデンマークに渡航する際、有効なワクチン接種証明書を所持している方は、陰性証明書の提出や入国後の検査、入国後の隔離は求められなくなりました。

ワクチン接種証明書の有効期限は、2回接種が必要なワクチンの場合は2回目接種から270日以内、1回接種でよいワクチンの場合は接種から284日以内とされていますので、接種日にご注意ください。3回目接種した場合の有効期限は定められておりません。

なお、日本の各自治体等が発行するワクチン接種証明書（英語併記）はデンマークで有効とされています。

ワクチン接種証明書をお持ちでない方で日本からデンマークに渡航される場合は、入国後24時間以内に検査を受け、10日間の自己隔離が求められます。詳細は下記コロナポータルサイトでご確認ください。

<https://en.coronasmitte.dk/travel-rules/covidtravelrules>

## 2 感染者数

2月1日（火）14時発表のデンマークの1日あたりの新規感染者数等の詳細は以下のとおりです。引き続き感染防止に十分ご注意ください。

（出典：デンマーク国立血清学研究所、フェロー諸島自治政府、グリーンランド自治政府の最新発表）<https://covid19.ssi.dk/overvagningsdata>

感染者数合計：感染者数合計：1, 818, 381名

●デンマーク

感染者数：1,787,935名（前日比+45,366名）

死亡者：3,770名（前日比+15名）

入院者：1,070名（集中治療室28名）

●フェロー諸島

感染者数：19,625名（死亡者18名、入院者4名）

●グリーンランド

感染者数：10,821名（死亡者6名、入院者13名）

<日本の水際対策強化に係るこれまで発表された措置>

(1) 水際対策強化に係る新たな措置(12月10日発表)

【いわゆるデンマークから帰国後指定場所での6日間待機が必要となる措置】  
(外務省ホームページ)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C156.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C156.html)

(水際強化措置に係る指定国・地域一覧(令和3年12月10日時点))

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1210\\_list.pdf](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1210_list.pdf)

(厚生労働省ホームページ：日本に入国・帰国する際に必要となるもの)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

(問い合わせ窓口)

●厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

●出入国在留管理庁(入国拒否、日本への再入国)

電話：(代表)03-3580-4111(内線4446、4447)

<日本帰国・入国者への検査証明確認の厳格化(2021年4月19日から実施)>

日本人の帰国者を含む全ての日本への入国者に対しては、すでに事前の出国前検査証明を求められているところですが、昨年4月19日より検疫における検査証明の確認が一層厳格化されています。出国時の搭乗手続や本邦入国時の検疫において、検査証明の有効性をめぐり、搭乗拒否や乗継地での足止め、また入国後の停留期間の延長など様々な混乱が生じています。

下記リンク先にて、厚生労働省が定める検査方法及び検査証明書記載内容などをご確認の上、原則として厚生労働省所定のフォーマットを使用願います。

(厚生労働省の検査証明書フォーマット)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

(検査証明への記入サービスを行う当地医療機関等・当館HP)

[https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/taizai-covid19.html#nihon\\_3](https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html#nihon_3)

※同医療機関は一例です。検査・記入サービスの利用料金等は病院ごとに異なります。

(「検査証明書の確認について(本邦渡航予定者Q&A)」・当館HP)

<https://www.dk.emb-japan.go.jp/files/100178984.pdf>

### <デンマークの入国制限>

○デンマークの現在の入国制限に関しては、デンマーク・コロナポータルサイト及び当館HP等でご確認ください。

(デンマーク・コロナポータルサイト：デンマーク語)

<https://coronasmitte.dk/>

(同：英語)

<https://en.coronasmitte.dk>

(在デンマーク日本国大使館HP)

[https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/taizai-covid19.html#denmarku\\_2](https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html#denmarku_2)

○現在、日本外務省はデンマークに対して感染症危険情報「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」を発出しています。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo\\_164.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_164.html#ad-image-0)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html#Q1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1)

### <当館からのお願い>

●現在、当館では感染症予防対策の一環として、領事待合室に1度に入室できる方の数を1組ごとに制限しております。係員が順番にご案内いたしますので、それまでロビーでお待ちいただく場合があります。

●在留届を提出されている方で、日本に帰国(一時帰国を除く)された方は、「帰国者全員の氏名、帰国日」をご記入の上、当館領事班 [ryoji.han@ch.mofa.go.jp](mailto:ryoji.han@ch.mofa.go.jp) までメールでお知らせください。

詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

[https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/taizai-zairyuu.html](https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyuu.html)

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事班

電話：3311-3344

(閉館時はまず緊急電話対応業者につながります)

メールアドレス：[ryoji.han@ch.mofa.go.jp](mailto:ryoji.han@ch.mofa.go.jp)

●在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

[https://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_kaian\\_app.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html)

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更（転居等による住所変更・携帯電話番号やe-mailアドレスの変更等）、または帰国・転出等があればお知らせください。